

# 平成30年度 学校経営方針

## 教育目標

人間尊重の精神に徹し、未来を切り開くたくましい創造力と友愛に満ちた豊かな人間性を養う。

### 〈めざす三中生徒像〉

- 人権尊重に満ちた豊かな心をもつ生徒
- 自主・自立のできる生徒
- 深く考え、ねばり強く実行する生徒
- 活力をもち、たくましさをもった生徒

【三中校区・めざす子ども像】「自ら学び、豊かな心をもち、たくましく未来を切り開く子」

## 本年度の重点努力目標

### I 学校運営体制の確立

- ・教職員一人一人の学校経営への参画のもと、常に教職員相互の一層の共通理解を保ち、全校的な体制のもとで効率的な教育活動の実践に努める。
- ・生徒が主体的に学ぶ授業づくり、授業方法の工夫・改善や授業力の向上を図り、「確かな学び」が実感できるよう努める。
- ・学校評価活動を行い、解決すべき課題を明らかにして改善を図り、説明責任を果たすとともに学校組織と教育活動の活性化を図る。

### II 学校教育の充実

#### (1) 授業改革を推進し、学力向上を目指す

- ・学習意欲を高めさせ、個に応じた多様な教育の展開を図るため、生徒にとってわかりやすく魅力ある授業づくりに努めるとともに、反復学習を積極的に取り入れ、各教科の基礎・基本の徹底を図る。また、少人数の習熟度別授業（数学・英語）やティームティーチングを含める学習指導の在り方について工夫・改善に努める。
- ・学校ICT機器の利活用を促進し、また、工夫・改善することにより学力向上を図る。
- ・グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるために、「生徒が英語で自分を表現する力」等、英語教育の一層の充実のための指導方法を研究・開発する。  
(グローバルコミュニケーション能力向上支援事業・モデル校区)
- ・自ら学び自ら考える力を育てる教育の充実を図るため、「総合的な学習の時間」の研究・実践に努める。
- ・図書委員会や図書ボランティアを活用し、図書館利用の充実を図っていくとともに、さらに、「読書センター」や「学習情報センター」としての機能充実を図る。

#### (2) 道徳教育、人権尊重の教育の推進

- ・道徳教育の充実により、思いやりの心と感謝の心を育み、よりよく生きるための道徳性を養う。
- ・「特別の教科 道徳(道徳科)」の本格実施に向け、指導方法および評価の研究・実践に努める。
- ・豊かな感性と生命、人権を尊重する心を育むとともに、互いの違いを認め合い、他者へのやさしさ思いやりを大切にする道徳的実践力の育成に努める。
- ・教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たるとともに、教職員間及び生徒に対するセクシャルハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止に努める。
- ・生徒の虐待の防止に当たっては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通して、生徒や家族への関わりを深め、早期発見に努める。また、子ども家庭センター等関係諸機関との連携を的確に図る。

### (3) 生徒指導の充実

- ・秩序と規律ある校風の確立をめざすため、全教職員の共通理解のもとで一致協力した指導を行う。特に、携帯電話等の使用については、統一した指導の徹底を図る。
- ・すべての教育活動を通じて全教職員がカウンセリング・マインドをもって生徒との心の交流を深め、好ましい人間関係を育てるとともにスクールカウンセラー等を活用した教育相談機能の充実を図る。
- ・心の教育の推進を図り、豊かな心、思いやりのある生徒の育成を目指し、いじめ・不登校のない笑顔のあふれる学校づくりに努める。

### (4) 学級活動の充実

- ・学級活動を充実させ、助け合い、励まし合う学級集団の育成に努める。
- ・子どもの多様な頑張りが認められる場を設定し、自己肯定観や意欲を高める。

### (5) 生徒会活動の充実

- ・学校行事などの生徒会活動を充実させ、生徒の自主・自立の態度を育成する。

### (6) 支援教育の推進

- ・支援学級と通常の学級、小・中学校と支援教育諸学校や地域の人々との交流の機会を積極的に設け、好ましい人間関係の育成に努め、生徒や教員はもとより地域全体の障がい者理解の一層の推進を図る。
- ・障がいのある生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、通常の学級に在籍する発達障がいなど、教育的ニーズのある生徒等の指導に当たっては、すべての教職員が研修を通して正しい理解を深め、全校的な支援体制のもとに教育活動を展開する。
- ・ユニバーサルデザイン授業の充実を図る。

### (7) 進路指導の充実

- ・キャリア教育の観点から、社会人講話や職場体験学習などを通して、生徒自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自分の意志と責任で自分の進路を選択する能力・態度を身につけることができるよう指導する。
- ・生徒等の個人情報の収集、保管、活用には細心の注意を払うとともに、漏洩がないよう校内管理体制の徹底を図る。

### (8) 小中一貫教育に向けた取り組みの推進

- ・校区の4校の小・中学校が連携した取り組みを強化し、小中一貫教育に向け、9年間を見通した指導の一貫性や系統性を図る。また、「新たな学び」を創設し、小・中学校9年間を見据えた指導計画の策定に努める。これまでの小・中学校いきいきスクールや生徒指導の連絡会に加え、合同研修や校区の教員全員の授業交流・研究協議を実施する。また、児童会と生徒会の交流を深め、連携を充実させる。

### (9) 健康・安全教育の推進

- ・健康・安全教育については、教科の指導はもとより、保健指導、給食指導（食の指導）を含め、教育活動全体を通じて適切に行い、生徒が健康で安全な生活がおくれるよう努力する。また、地域と連携し、登下校等、校内外を問わず、生徒の安全確保のため、学校の危機管理体制の充実と徹底を図る。

## III 教育環境の整備・充実

- ・潤いのある教育環境づくりに努める。
- ・施設設備面の補充並びに適正な管理を行うとともに、生徒の安全確保に努める。

## IV 地域との連携と開かれた学校づくり

- ・教育力向上のために、教育コミュニティづくりを継続・充実させ、地域人材の有効的な活用を図る。
- ・学校を核として、地域社会が一体となって生徒を育てるため、開かれた学校づくりを推進し、家庭・地域及び校区内の小学校との連携をさらに充実させる。